

## 第2節 社会的状況

### 1 人口及び産業の状況

#### 1) 人口の状況

平取町の人口の状況は表4 - 12に示すとおり、平成12年度の国勢調査で6,503人となっており、昭和60年以降減少傾向にあります。

表4 - 12 人口の状況

面積 (km <sup>2</sup> )	人口(人)				人口増加率(%) (H12/S60) × 100	人口密度 平成12年 (人/km <sup>2</sup> )
	平成60年	平成2年	平成7年	平成12年		
743.18	7,767	7,352	6,883	6,503	83.7	8.75

総務省「国勢調査」(昭和60年、平成2年、平成7年、平成12年)

集落及び人口の分布状況は、表4 - 13に示すとおりです。平取町の人口の約83%が沙流川本川沿線で生活しており、額平川沿線の人口は、約17%となっています。

表4 - 13 集落別人口

(単位:人)

本町管内		貫気別支所管内		振内支所管内	
集落名	人口	集落名	人口	集落名	人口
川 向	161	貫気別	567	長知内	125
紫雲古津	378	旭	136	幌毛志	75
去 場	211	芽 生	98	振内町	1,061
荷 菜	866			岩知志	133
本 町	1,704			豊 糠	53
小 平	171			仁世宇	10
二風谷	451				
荷 負	226				
小 計	4,168	小 計	801	小 計	1,457
				合 計	6,426

(平成15年2月末現在)

#### 2) 産業の状況

平取町の基幹産業は農業、大面積の森林資源を活用した林業です。就業者数は、平成12年の国勢調査で3,432人となっており、平成7年3,697人から約7.2%減少しています。平成12年における産業別就業者の構成比は、第3次産業(47.9%)が最も多く、次いで第1次産業(31.7%)、第2次産業(20.4%)の順となっています。

## 2 土地利用の状況

土地利用の状況は表4 - 14に示すとおりであり、山林が全体の82.1%を占めています。また、図4 - 5に示す土地利用基本計画では、大部分が森林及び農業地域になっています。なお、平取町では国土利用計画法及び都市計画法に基づく地域・地区指定は行われていません。

表4 - 14 土地利用の状況

	田	畑	住宅	山林	原野	牧場	雑種地	池沼	その他	総面積
面積 (ha)	2,037.8	2,153.6	283.4	60,995.2	2,919.6	732.2	506.7	9.8	4,679.7	74,318.0
構成比 (%)	2.7	2.9	0.4	82.1	3.9	1.0	0.7	0	6.3	100

(平成12年度版びらとり町勢要覧)

## 3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

### 1) 河川、湖沼の利用の状況

日高山脈の北端近くに源を発する沙流川は、平取町の飲料水用、砂利の洗浄水用、農地などに利用されています。また、二風谷湖では「湖水まつり」が、ダム堤体下流ではアイヌ伝統儀式「チプサンケ」が行われ、イベント等に利用されています。(平取町聞き取り調査)

### 2) 地下水の利用の状況

地下水は本町地区、二風谷地区、貫気別地区で飲料水として利用されています。(平取町聞き取り調査)

## 4 交通の状況

概況把握区域の主要な道路は、一般国道237号、主要道道平取静内線・平取門別線・夕張平取線・穂別平取線です。一般国道237号は一般国道235号と一般国道274号を結び、道央・道東・道南を結ぶ幹線機能を果たしています。また、一般国道237号を背骨として、主要道道・一般道道が東西に広がる道路網を形成しています。

平成11年全国道路交通情勢調査では、表4 - 15に示す11地点で観測を行っています。なお、交通量の観測位置は図4 - 6に示すとおりです。

表4 - 15 交通量観測結果

路線名	番号	観測地店名	12時間交通量(台)	
			平日	休日
一般国道237号		平取町字振内町26-1	4,476	5,357
		平取町字長知内23-3	3,527	4,940
		平取町字二風谷18-3	5,636	7,199
		平取町本町71-3	7,515	8,203
		平取町去場81-3	4,410	5,257
主要道道平取静内線		平取町字貫気別134	1,535	1,079
		平取町字上貫気別95	292	316
主要道道平取門別線		平取町字川向615	332	611
一般道道宿志別振内停車場線		平取町字岩知志20	197	141
一般道道貫気別振内線		平取町字振内87	340	314
一般道道芽生貫気別線		平取町字芽生39	195	155

平成11年度全国道路交通情勢調査(北海道開発局)

5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

「平成12年版びらとり町勢要覧」によると、平取町には学校13箇所、病院(診療所を含む)6箇所、社会福祉施設18箇所、図書館1箇所があります。それらの位置は図4 - 7に示すとおりです。(社会福祉施設の最終確認は「平取町」)

6 下水道の整備の状況

平取町では下水道は整備されていませんが、表4 - 16に示すとおり、生活雑排水処理施設18箇所で行っています。(平取町聞き取り調査)

表4 - 16 生活雑排水処理施設配置状況

地区名 箇所数	紫雲古津	去場	荷菜	本町	小平	二風谷	荷負	貫気別	長知内	振内	合計
箇所	1	1	2	5	1	1	2	2	1	2	18

## 7 自然環境関係法令等の指定状況

平取町並びに概況把握区域における自然環境関係法令等の指定状況は、表4 - 17 ~ 20及び図4 - 8に示すとおりです。

表 4 - 17 自然環境法令等の指定状況

(その 1)

法 令 ・ 条 例	地域地区等の名称	平取町での指定等の有無	概況把握区域での指定の有無	記 事
水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域	指定水域	-	-	
湖沼水質保全特別措置法第三条第一項の規定により指定された湖沼	指定湖沼	-	-	
自然公園法第十条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第四十一条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域	国立公園	-	-	
	国定公園	-	-	
	道立自然公園	-	-	
自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	-	-	
	自然環境保全地域	-	-	
	北海道自然環境保全地域	-	-	
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域	自然遺産の区域	-	-	
都市緑地保全法第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域	都市緑地保全地区	-	-	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域	生息地等保護区	-	-	
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条ノ八第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域	鳥獣保護区			245 振内（森） 246 ｱﾊﾞ ツ（森） 247 平取（身） 266 二風谷（森）
	特別鳥獣保護区			245 振内（森）
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域	指定された湿地	-	-	
文化財保護法第六十九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁、及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものと判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び生息地・地域）	名勝	-	-	
	天然記念物	-	-	

(その2)

法 令 ・ 条 例	地域地区等の名称	平取町での指定等の有無	概況把握区域での指定の有無	記 事
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の規定により指定された歴史風土保存区域	歴史的風土保存区域	-	-	
都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域	風致地区	-	-	
環境基本法に基づく環境基準の種類の指定状況	水質汚濁に係る環境基準			
	騒音に係る環境基準	-	-	
騒音規制法第十七条第一項に基づく自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	地域指定	-	-	
騒音規制法第十四条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況	地域指定	-	-	
振動規制法第十六条第一項に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	地域指定	-	-	
振動規制法第十四条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況	地域指定	-	-	
自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に等に関する特別措置法第六条第一項に規定する特定地域	特定地域	-	-	
北海道自然環境等保全条例第十一条第一項の規定により指定された地域及び第二十二條第一項の規定により指定された地区等	道自然環境保全地域	-	-	
	環境緑地保護地区	-	-	
	自然景観保護地区	-	-	
	学術自然保護地区	-	-	
北海道文化財保護条例第三十一条第一項で指定された道指定史跡等	記念保護樹木		-	
	道史跡、道名勝、道天然記念物	-	-	
森林法第二十五条第一項の規定により指定された保安林	保安林			

(その3)

法 令 ・ 条 例	地域地区等の名称	平取町での指定等の有無	概況把握区域での指定の有無	記 事
砂防法第四条第一項の規定により指定された土地	砂防指定地		-	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の規定により指定された区域	急傾斜地崩壊危険区域	-	-	
地すべり等防止法第三条第一項の規定により指定された区域	地すべり防止区域			沙流川

注)鳥獣保護区関連の記事欄の( )は、(森)が森林鳥獣生息地、(身)が身近な鳥獣生息地である。

北海道環境生活部ほか調べ(平成15年2月現在)

表 4 - 18 鳥獣保護区の設定状況

図面 対照 番号	設定別	名 称	区 分	所 在 地	面 積 (ha)	記 事
	道 設	振 内	森林鳥獣生息地	沙流郡平取町 167 ~ 173 林班	1,172.0000	北海道告示第 560 号(昭和 58 年 3 月 31 日)
	道 設	振 内	森林鳥獣生息地 [特別保護地区]	沙流郡平取町 172 林班	158.0000	北海道告示第 580 号(昭和 58 年 3 月 31 日)

北海道環境生活部調べ(平成 15 年 2 月現在)

表 4 - 19 保安林の指定状況

図面 対照 番号	保安林の種類	所 在 地	面 積 (ha)	記 事
1	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町豊糖 64 - 1 他 46 筆	2,150.4820	農林水産省告示第 624 号(昭和 43 年 5 月 7 日)
2	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町岩知志 156 - 5	9.0677	農林水産省告示第 184 号(平成 5 年 2 月 26 日)
3	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町振内町 129 - 2 他 1 筆	6.8287	農林水産省告示第 1885 号(昭和 58 年 10 月 17 日)
4	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町岩知志 8 - 11 他 1 筆	1.7041	農林水産省告示第 1001 号(平成 7 年 7 月 20 日)
5	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町荷岬 19 他 15 筆	1,927.0220	農林水産省告示第 345 号(昭和 53 年 10 月 7 日)
6	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町芽生 91 他 1 筆	73.5156	農林水産省告示第 1001 号(平成 7 年 7 月 20 日)
7	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町川向 163 - 1 他 21 筆	1,681.1270	農林水産省告示第 939 号(昭和 31 年 12 月 10 日)
8	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町字芽室 51 - 1	0.1748	農林水産省告示第 185 号(平成 9 年 2 月 3 日)
9	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町旭 42 - 6 他 1 筆	1.0383	農林水産省告示第 1284 号(昭和 56 年 8 月 25 日)
10	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町紫雲古津 148 - 2 他 10 筆	139.8435	北海道告示第 261 号(大正 14 年 4 月 16 日)
11	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町岩知志 27 - 1	1.6138	農林水産省告示第 133 号(平成 4 年 1 月 29 日)
12	土砂流出防備保安林	沙流郡平取町 182 ~ 183、187 ~ 190 206 ~ 210、212 ~ 213 林班	1,804.2600	農林水産省告示第 1678 号(平成 10 年 10 月 29 日)
13	水源かん養保安林	沙流郡平取町 223 ~ 228 林班	1,130.7200	農林水産省告示第 1678 号(平成 10 年 10 月 29 日)

北海道林務部調べ(平成 15 年 2 月現在)

表 4 - 20 地すべり防止区域の状況

図面 対照 番号	区 域 名	所 在 地	面 積 (ha)	記 事
1	沙 流 川	沙流郡平取町字岩知志	18.3400	農林水産省告示第 1269 号(平成 2 年 10 月 2 日)

北海道林務部調べ(平成 15 年 2 月現在)